各位



シックハウス対策告示とALCパネル(告示対象外)について

平成 15 年 7 月 1 日より、シックハウス対策として、建築基準法第 28 条の 2 に基づくクロルピリホスおよびホルムアルデヒドに関する 告示 (平成 14 年国土交通省告示第 1112 号~1115 号) が施行されました。

ALCパネルにつきましては、別紙国土交通省からのお知らせに もありますように、ALCパネルは平成14年国土交通省告示第1113 号に限定列挙されておりませんので、告示対象外の建材であります。

したがいまして、ALCパネルには特別な表示を行っておりませんが、告示対象外の材料であることから、使用面積の規制を受けることなく外壁、間仕切壁、屋根、床等にご使用いただくことが出来ます。

以上